

川西市アステ市民プラザ子育て支援ルーム運営業務委託仕様書

1 アステ市民プラザ子育て支援ルーム概要

(1) 根拠法令

児童福祉法第6条の3(⑥地域子育て支援拠点事業)

(2) 設置目的

子育て中の保護者とその子ども(以下「保護者と子ども」という)が気軽に集い、相互に交流を図ることで、子育ての負担感や不安感を緩和し、子どもの健やかな育ちと保護者が安心して子育てができる環境づくりを支援する為に設置する。

(3) 設置場所

川西市栄町25番1号 アステ川西6階

(4) 広さ

33.9 m²

(5) 施設の位置図・配置図

別紙のとおり

(6) 開設時間

月曜日から日曜日までの10時から16時まで

(12月29日から1月3日の6日間及び月1回の別に定めた日を除く)

(7) 利用対象

未就学児及びその保護者・妊婦

(8) 利用料金

無料

(9) 担当部署

川西市 こども未来部 こども若者相談センター

2 委託業務の内容

(1) 保護者と子どもの交流の場の提供と交流の促進

・保護者と子どもが気軽に立ち寄り、子どもを遊ばせたり、他の親子と交流ができる場を提供するとともに、保護者と子どもを見守り、交流を促進すること。

(2) 保護者と子どもからの子育てに関する相談への対応、保護者に寄り添った援助の実施

(3) 地域の子育て関連情報の収集と提供

・子育て情報紙の作成・発行

・子育て支援ルーム内の掲示板情報の定期的な更新 など

(4) 子育て及び子育て支援に関する講座・イベント等の実施

・子育て中の保護者と子どもや子育て支援に関わる者等を対象として、月1回以上講座やイベント等を実施すること。

- (5) 地域支援に関する取り組みの実施
 - ・地域全体で、子どもの育ち・親の育ちを支援するため、地域の実情に応じ、地域に開かれた運営を行い、関係機関や子育て支援活動を実施する団体等と連携の構築を図る取り組みを行う。
- (6) 利用者の安全確保
 - ・室内や備品等を適正に管理し、利用者の事故防止に努めること。
 - ・スタッフの健康管理や利用者の健康状態に留意し、感染症予防に努めること。
- (5) 子育て支援ルーム利用促進のための広報・集客活動
 - ・子育て支援ルームが地域に定着し、多くの子育て中の保護者と子どもに利用してもらえるよう、積極的に情報を発信し、広報・集客活動をすること。

3 委託条件

(1) スタッフの配置

子育て中の保護者と子どもの支援に関して意欲のある者であって、子育ての知識と経験を有する専任のスタッフを2名以上(非常勤でも可)配置すること。ただし、上記の「2(4)子育て支援に関する講座・イベント等の実施」時においては、専任のスタッフを3名以上(非常勤でも可)配置すること。

(2) 委託料

上限額 26,445,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

応募書類の作成にあたっては、上記上限額を超えないようにすること。

※事業にかかる光熱水費は、川西市が負担するので委託料に含まない。

※ルーム内の清掃は業者に依頼せず、受託者自身で行うこと。

(3) 委託期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(4) その他

- ・事業実施にあたって、川西市地域子育て支援拠点事業実施要綱、その他関連法令を遵守すること。また川西市の子育て支援施策の推進に関し、協力すること。
- ・子ども若者相談センターと密接な連携を図り、必要な事項は速やかに報告し、助言・指導を受けること。必要に応じて、保健センター・予防歯科センターなど他課と連携を図ること。
- ・スタッフ間の連携及び資質の向上を図るため、スタッフ会議や研修を積極的に実施すること。また、子ども若者相談センターが実施する市内の地域子育て支援拠点間の情報交換会やスタッフ研修会等へ積極的に参加すること。
- ・受付簿を備え、日報及び月報、年間事業計画、月間事業計画、職員配置計画(月ごと)、職員配置報告(月ごと)、事業完了報告書(年度末)を作成し、子ども若者相談センターが指定する書類を提出すること。なお、事業完了報告書には、企画提案された内容について

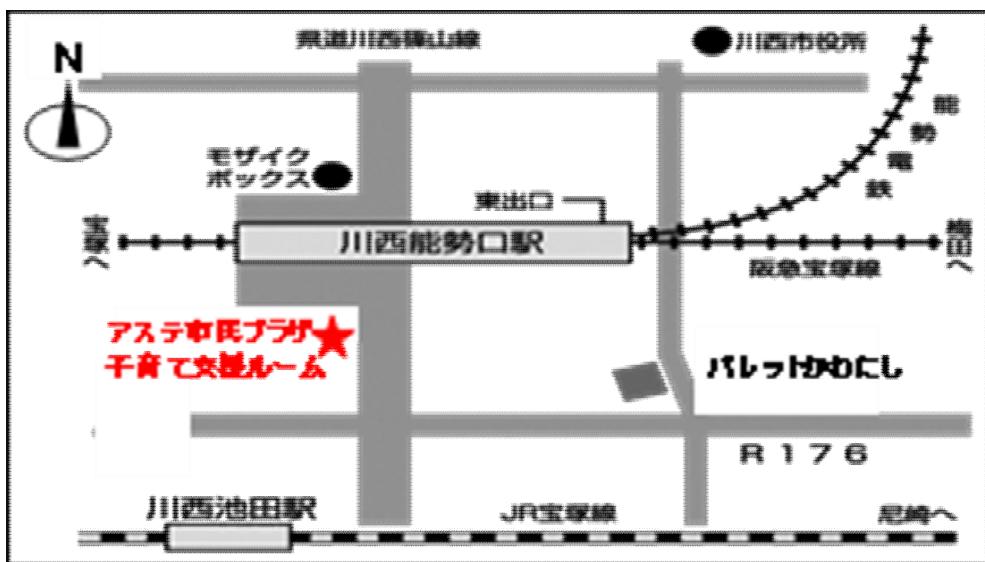
ての進捗状況等を記載すること。

- ・事業実施にあたり、政治的、宗教的及び営利的活動等は禁止する。
- ・委託業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。
- ・個人情報の取り扱いについては、川西市個人情報保護条例の趣旨を理解し、個人情報の適正な管理を行うこと。
- ・「川西市アステ市民プラザの設置及び管理に関する条例」により、子育て支援ルームは、午後6時以降他の使用が認められているため、本業務については、開設時間とその準備や後片付け以外の時間は場所を使用できない。
- ・本仕様書に定めのない事項については、こども若者相談センターと協議して実施すること。

アステ市民プラザ子育て支援ルーム（アステ川西6階）

アステ市民プラザ 位置図

(川西市栄町 25-1)



アステ市民プラザ 6階 配置図

